

令和7年度 第5回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 3階 3S会議室

開催月日 令和 7年 8月25日(月)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第41条第2項において準用する同法第39条第4項の規定に基づく諮問について

2) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について

3) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 農地中間管理事業の固定資産税等の軽減措置における事務処理の徹底について

6 協 議

1) 令和7年度 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請書(解説資料)(案)について

7 そ の 他

8 閉 会

次回 令和7年度第6回常設審議委員会は、令和 7年 9月25日(木曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 3階 3S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等の軽減措置における事務処理の徹底について

(別添1)

「農地法の運用について」の制定について(抄)

7 経営第805号
令和7年6月13日制定 平成21年12月11日21 経営第4530号・21 農振第1598号
最終改正 令和7年3月31日6 経営第3198号・6 農振第2988号
農林水産省経営局長
農林水産省農村振興局長

各農業委員長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等の軽減措置における事務処理の徹底について

今般、農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等の軽減措置における事務処理について、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21 経営第4530号・21 農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)の第6の1の(2)に基づく農業委員会から市町村税務部局に対する農地中間管理機構に貸し付けた農地に関する情報の提供がなされておらず、結果として、農地中間管理機構に全農地を貸し付けた者に対する固定資産税等の軽減措置が適正に講じられなかった事態が発生しました。

このような事態は、農業委員会という組織そのものについての国民の信頼を損なうものであり、また、公正であるべき税務行政にも支障を及ぼすものであって、看過できないことから、今後は、同様の事態が発生しないよう、改めて、運用通知による取扱いを徹底の上、適正な事務処理を行っていただくようお願いします。

また、各農業委員会におかれましては、同様の事態が発生しないよう、運用通知による取扱いが徹底されていることについて、本通知受領後速やかに点検・確認を行っていただくようお願いします。

(別添)「農地法の運用について」

第6 農地台帳等の作成及び公表

1 第52条の2関係

(1) (略)

(2) 農地台帳に記録された事項の提供

則第103条の2の規定に基づく市町村長への農地台帳に記録された事項の提供に当たっては、次の事項に留意するほか、メール等により電子媒体を送付すること。

ア (略)

イ 農業委員会は、その所有する全農地(10a未満の自作地を除く。)について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合(当該者が農地中間管理権を設定した全農地について、当該農地中間管理権の存続期間が10年未満の場合を除く。)には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該農地中間管理権が設定された農地の所在、地番及び面積、当該農地中間管理権が設定された日、当該農地中間管理権の存続期間その他必要な事項を提供すること。

ウ 農業委員会は、イに該当する者が所有する農地について、農地中間管理機構から当該者に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定が行われた場合には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該権利が設定された農地の所在、地番及び面積、当該権利が設定された日その他必要な事項を提供すること。

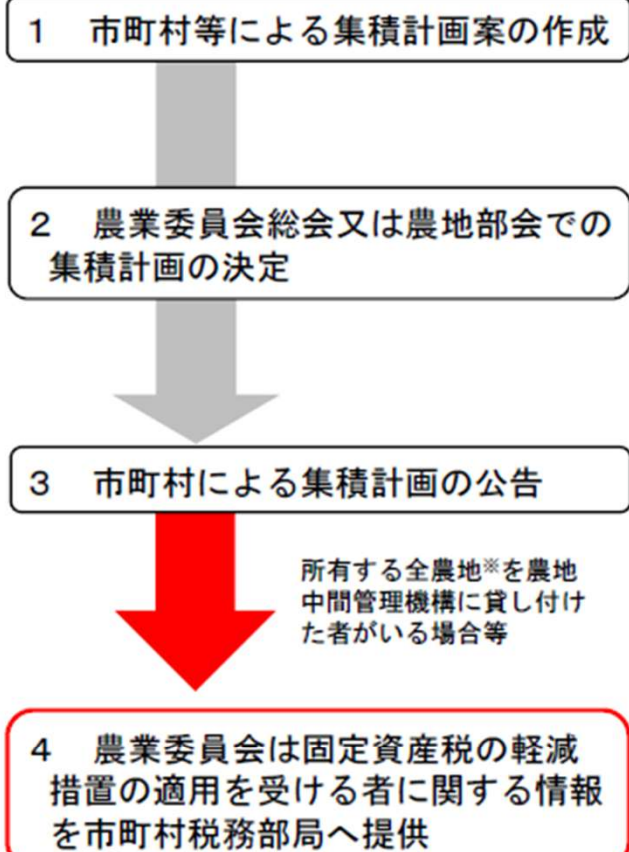
エ 農業委員会は、ア～ウの事項に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して、当該変更後の事項を提供すること。

オ 農業委員会は、毎年1月1日時点のア～エに掲げる事項をとりまとめた一覧表を作成し、当該年の1月末までに市町村税務部局に対し、提供すること。

2 (略)

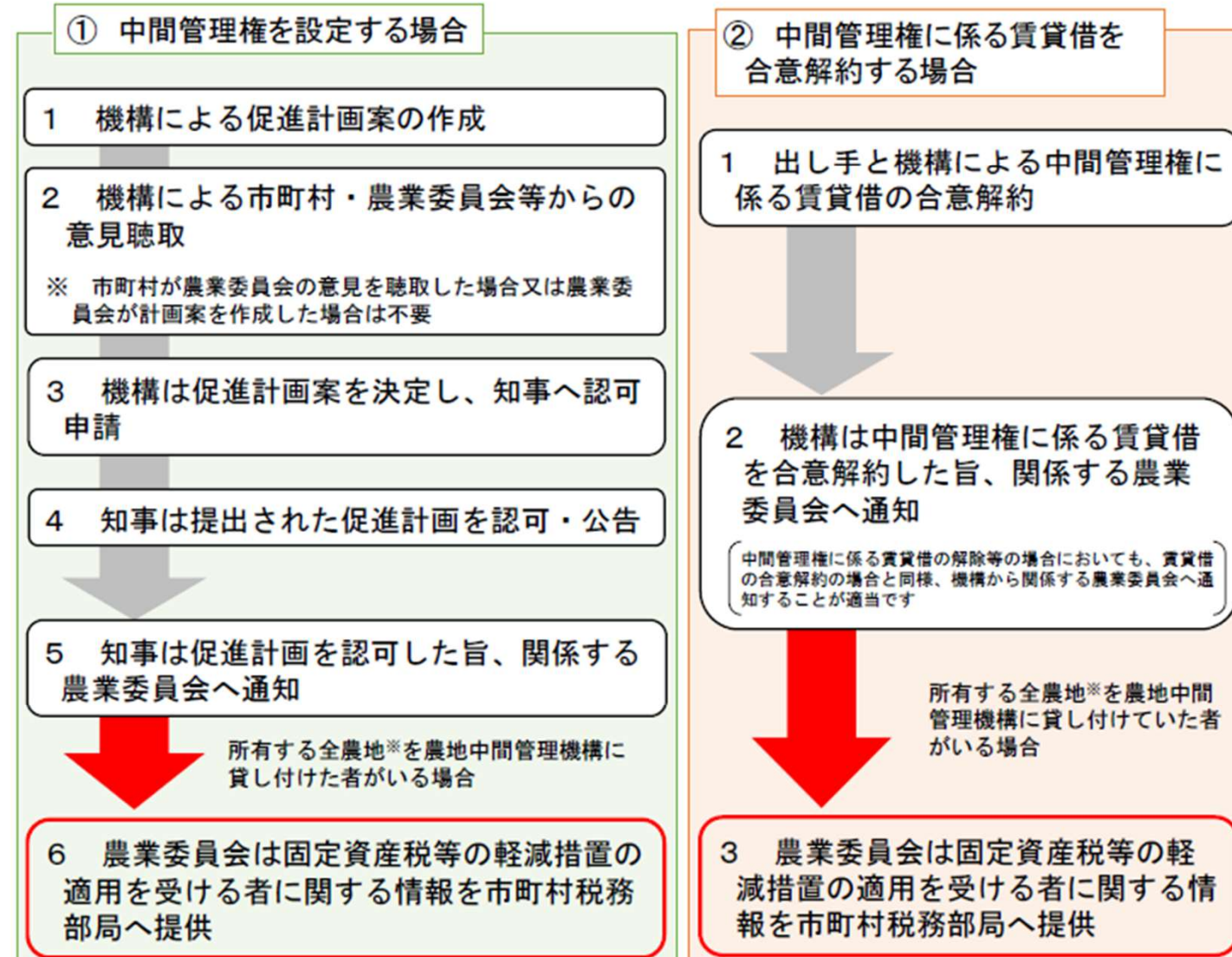
- 農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等の軽減措置に関し、農業委員会は、「農地法の運用について」の第6の1の（2）に基づき、軽減措置の適用を受ける者に関する氏名、農地の所在等の情報を市町村税務部局に提供を行うこととなっている。

○ 農用地利用集積計画による農地中間管理権の設定等のスキーム

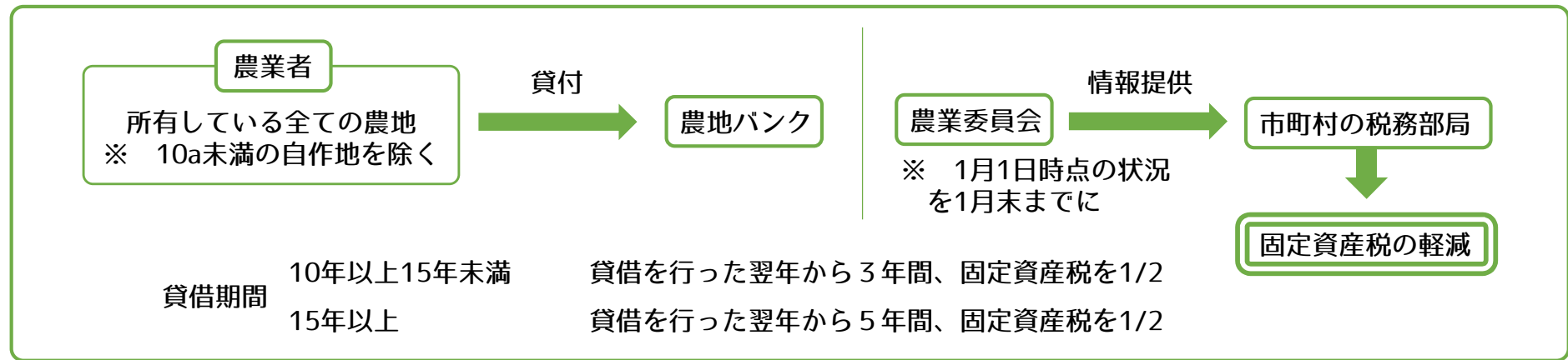


※ 10a未満の自作地を除く

○ 農用地利用集積等促進計画による農地中間管理権の設定等のスキーム



制度の仕組み



Q 当初は、農地バンクに一部の農地の貸借をしていたが、残地を農地バンクに貸付した結果、全部の農地を農地バンクに貸付したくなった場合で、貸借期間が要件を満たしている場合の取扱いは？

A 農地バンクへ貸し付けた日の属する翌年の1月1日を基準日として、全ての農地を貸し付ける要件を満たしていないので、一切軽減対象とはなりません。

Q 当初、15年以上の期間で農地バンクに貸付を行ったが、都合により、7年目に合意解約をした場合は、軽減された固定資産税を追加で徴収する必要があるか？

A 追徴課税はありません。

Q 当初は、一部の農地をすでに貸借をしていたが、解約して、全ての農地を農地バンクに貸付した場合は軽減措置の対象となるのか？

A 軽減措置の対象となります。

【概要】

農地中間管理機構へ貸し付けた農地について、固定資産税の軽減措置を適用するところ、一部の機関において処理を怠り、対象者に対し過大に課税し徴収していました。

【原因】

平成28年4月の地方税法の改正により、農地中間管理機構へ貸し付けた農地については、固定資産税の軽減措置（課税標準額を2分の1にする）を行うこととなっています。軽減措置対象は、農地中間管理機構への貸付手続きを仲介している産業振興課農林担当から税務課への情報共有によって把握しています。今回の課税誤りは、令和3年度以降、産業振興課農林担当が税務課への情報提供を怠っていたため発生したものです。

【発見の経緯】

令和7年6月13日付け農林水産省により固定資産税の軽減措置について注意喚起を促す通知文書が発出され、過去に遡って調査を行った結果、課税誤りが発覚しました。

【影響】

対象者：令和3年度以降に農地中間管理機構へ貸し付けた農地の所有者

対象件数：貸付対象者32名（68筆）

軽減措置対象：26名（59筆）60,500円（最高額 6,900円）

課税対象期間は令和4年度～令和7年度 ※課税基準日（1月1日）の状況で、翌年度の税額を決定するため、令和4年度から対象となる。

【今後の対応】

課税に誤りのあった方には、お詫びと詳細を説明し、対象期間における納付済額については過納分の還付を行います。また、納期未到来等で未納付のものについては7月以降の納期において税額を修正し、改めて納付書を発送します。

【再発防止策】

産業振興課：農地中間管理機構への貸出手続きの担当職員複数人で対象者リストを作成・確認し、把握した時点で税務課へ共有します。

税務課：軽減措置対象者について、税の賦課作業時に産業振興課へ照会し、誤りがないか確認します。

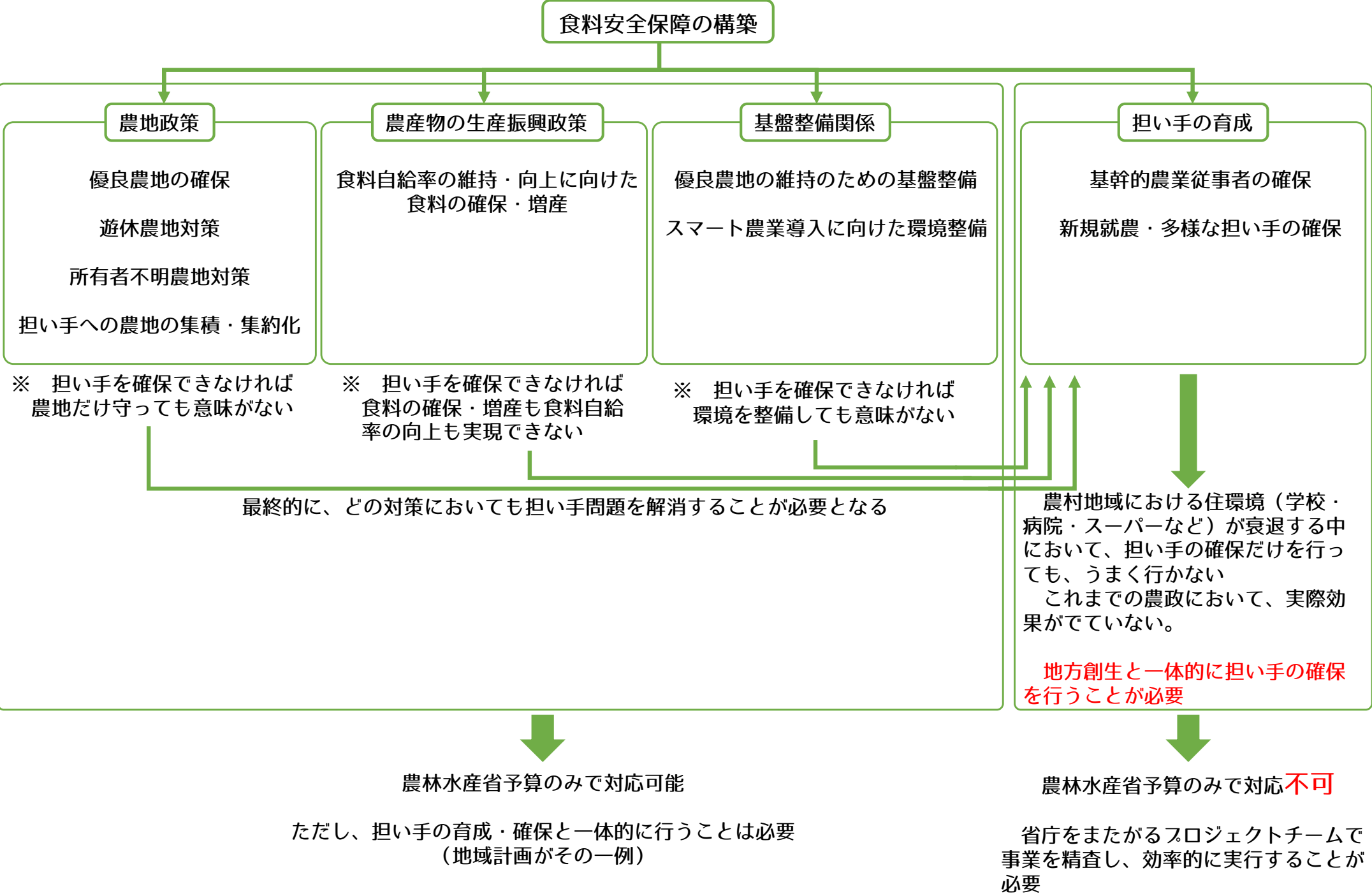
相互に確認し合うことで再発防止につなげます。

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書
(解説資料)

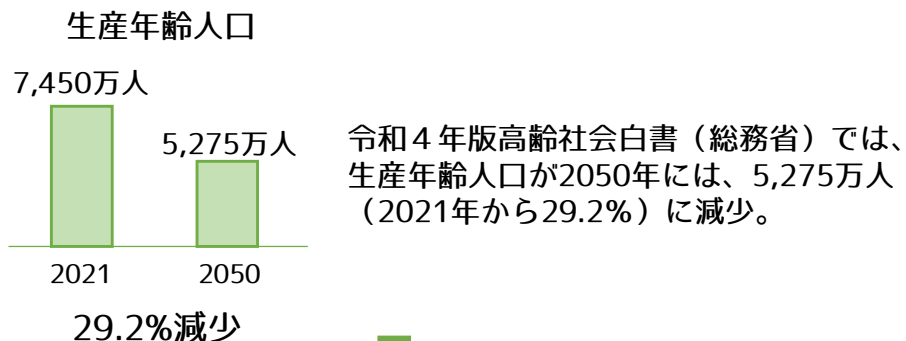
令和 7年11月

一般社団法人 北海道農業会議

担い手の育成・確保に必要な方向性について



生産年齢人口の減少に伴う対策（厚生労働省）



令和3年4月 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律改正

令和7年4月から**65歳**までの**雇用確保の完全義務化**

高齢化に伴う**労働力不足**を補うために**高年齢者**が働く機会を確保し、**安定した雇用**を促進するために改正

新規就農者育成総合対策（農林水産省）

令和3年度	農業人材力強化総合支援事業	補助対象 49歳以下
令和4年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下
令和5年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下
令和6年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下
令和7年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下

日本の生産年齢人口の平均年齢

41.1歳（2023）



農業者の平均年齢

68.7歳（2023）

支援内容

- ① 経営発展支援事業（機械リース等） 上限1,000万円
（②対象者は500万円）
- ② 経営開始資金 150万円/年（最長3年間）
※ 研修期間中に雇用されないことが条件
- ③ 就農準備資金 150万円/年（最長2年間）

計 **1,250万円（最大）**

令和2年国勢調査では、

50～65歳で就業していない人口は、**790万人**

※ 26～49歳は、1,100万人

トマトの施設栽培で新規就農

育苗ハウス1棟	150万円
栽培ハウス7棟	1050万円
農舎 1棟	？
トラクター50PS	800万円
温水暖房機80,000kcal	？
温水ボイラー33,000kcal	？
軽トラック 等	100万円

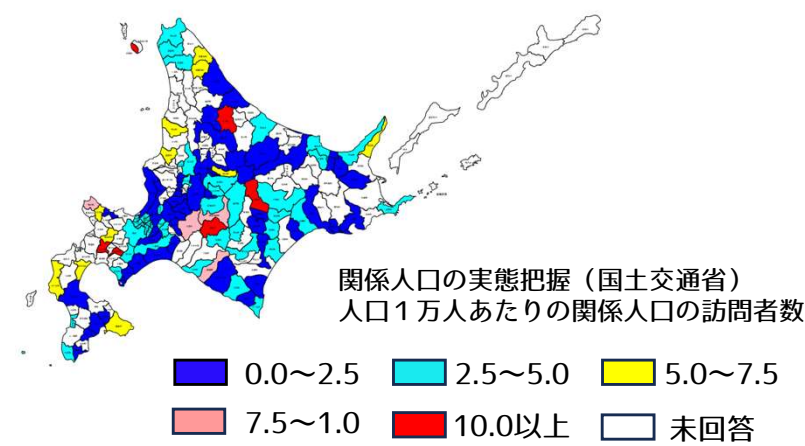
初期費用は、**2,000万円**以上は絶対必要

年齢制限の引き上げ又は撤廃により、シニア層も担い手として農業就業人口を確保することが必要

支援内容の再構築が必要

地方創生2.0

東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
○ 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正



数値化すると、北海道の**関係人口**は、**2,000**人弱
5万人以上の都市を除くと、**357**人程度
※ 実態を把握できていないと思われる。

都道府県別経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）
（国土交通省）

1位	三重県	239,996
32位	北海道	188,203
35位	群馬県	185,646
38位	埼玉県	178,914
43位	神奈川県	165,130
44位	千葉県	161,591
47位	東京都	135,201

※ 通勤費用を含めた経済的豊かさ

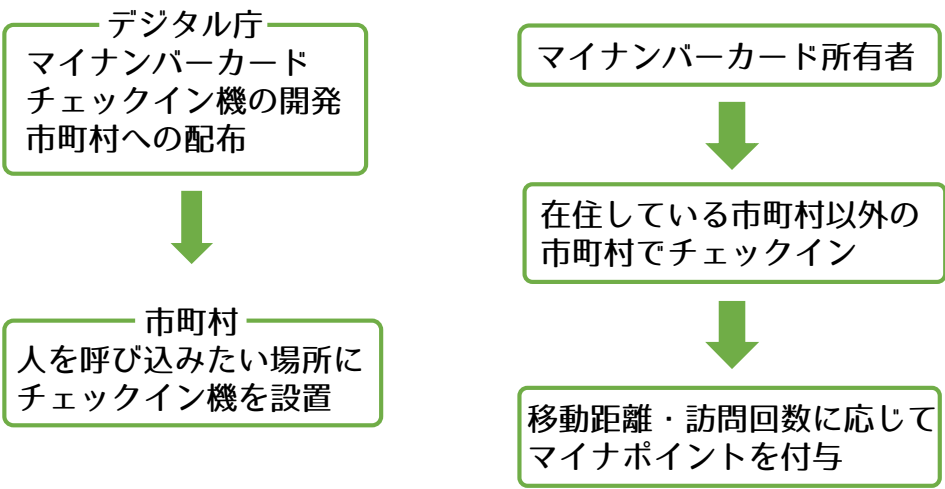
【 マイナンバーカードの普及率 】



デジタル庁HP 令和7年5月時点

国民の**78.5%**がマイナンバーカードを所有

【 マイナポイントを活用した関係人口の創出 】



【 期待できる効果 】

- 新たな関係人口の創出と地域の活性化
- 関係人口の実態把握
- マイナンバーカードの普及率の向上

都道府県別の市町村の職員数

順位	都道府県	一般行政部門 職員数 (市町村)
1	東京都	75,944
2	大阪府	43,156
3	愛知県	41,563
4	神奈川県	41,231
5	埼玉県	34,400
6	北海道	33,980
7	千葉県	31,219
8	兵庫県	27,581
9	福岡県	23,660

※ 2023総務省データ

北海道は、市町村の職員数（全体）が多いと言われるが、一市町村当たりの職員数では、全国46位、農村部を抱える道県（地方創生が必要な道県）ほど、マンパワーが不足。

都道府県の市町村別の職員数の平均

順位	都道府県	一般行政部門 職員数 (市町村)
47	高知県	180
46	北海道	190
45	青森県	195
44	長野県	198
43	山形県	201
42	山梨県	204
41	沖縄県	208
2	東京都	1,225
1	神奈川県	1,249

※ 2023総務省データを市町村数で割った数値

市町村

人員の少ない市町村では、
日常業務でいっぱい
地方創生のための新たな発想が
出てきにくい

地方創生の実現

民間活力の活用

企業

民間の柔軟な発想

国内の上場企業数

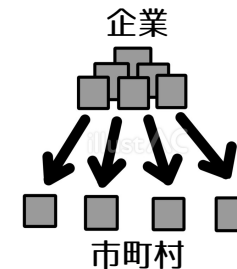
約 4,000 社

東京都内の上場企業数

約 2,000 社

市町村数

1,724 市町村



各市町村を割当

企業のアイデアを地方創生に活用

上場企業による社会貢献制度の創設

東川町とモンベル（mont・bell）2017年 包括連携協定を締結

上川町 2016年 上川大雪酒造 三重県の酒造会社を上川町に移転
日本酒を活用した地方創生ビジネスのイノベーションを目指している。

地方創生と相対的貧困率の解消

相対的貧困率	15.4%
子どもの貧困率	11.5%
子どもがいる現役世帯 (大人が一人)	44.5%

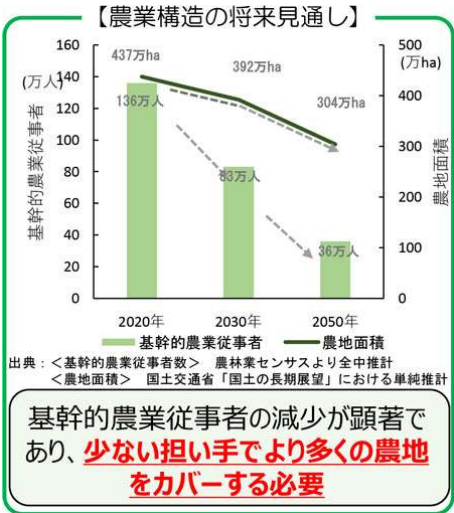
国民生活基礎調査（令和4年）

- 7人に1人が国民の中央値所得の半分に満たない所得
- 1人親世帯の約半分が、貧困状態

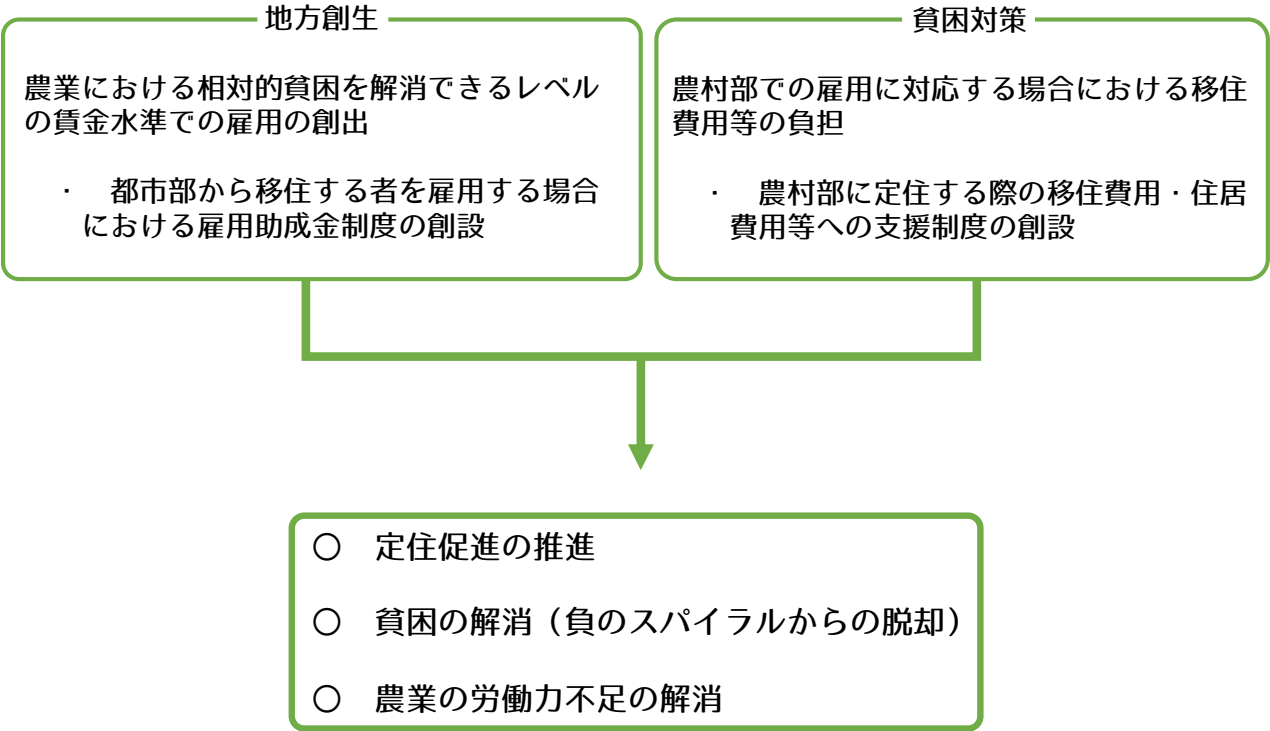
貧困世帯の大学等進学率	65.3%
一般的な大学等進学率	83.8%

令和7年版こども白書

- 次世代への貧困の連鎖が深刻な課題



- 農業は、慢性的な労働力不足



ポツ

偏差値50以上の道内公立高校

町村 4 市 86

※ 道内の公立高校の数は、全部で217校

圧倒的に町村の公立高校の大半が偏差値50未満



このため、多くの学生が、高校進学を
機に流出してしまう。

高校を存続させることが、高校が統廃合で消滅する未来と比べた場合に、
中期的に人口の1%を地域に留める効果が期待できるのであれば、高校を存
続させることは、教育政策の側面だけでなく、**地域政策の側面でも政策判断
すべき事柄である**ことが示唆されたのではないだろうか。

ただし、わが国の総人口の減少基調が続く中では、現存するすべての高校
を存続し続けさせることは高校生の量的需要の側面からも財政的な負担の側
面からも現実的ではない。

そのため、高校の存続を選択したい市町村は、単に高校の存続のみを要望
するのではなく、その高校でより多くの高校生が学びたいと思えるカリキュ
ラムづくりを地域固有の資源を活かして構築していくことで、**高校生やその
家族がその高校を選び、その地域に住みたいと思える理由を創っていくこと
が同時に求められる**のではないだろうか。

その結果として、多様な学びの環境、生活環境がわが国として維持されて
いくことが社会の豊かさにつながるはずである。高校が存続している市町村
においては、**持続可能なまちづくりを進めていく上で、是非、高校をかけが
えのない資源と位置づけ、高校生の学びの豊かさとまちづくりに活かしてい
くことを期待したい。**

高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2019/11/22

地方創生のための教育改革

教員向け

- 進学校に勤務する教員の一定期間における地方勤務の義務化
- 地方公立高校の偏差値の上昇率等に応じた教員の評価制度

学生向け

- 地方公立高校からの大学進学に対する学費無償化
- 地方公立高校からの大学進学に対する生活費支援制度の創設



教育格差・学力格差の解消によって、期待できる効果

- 町村の公立高校の維持
- 町村の公立高校の学力向上
- 学力向上に伴う人材育成の強化
- 町村の中期的な人口流出の抑制
- 町村における就業人口の増加

ポ ツ

主食（米飯）における基本的考え方の再整理の必要性

お米と食料安全保障（農林水産省HP）

お米で考える「安全保障」

食料自給率の向上はとりわけ重要で、私たちの未来に深く関係しています。
私たちの主食である「お米」は、唯一の国内で自給可能な穀物であり、国外で起きる食料供給上のリスクに対して影響をもっとも受けにくい、「安全な食料」の最たるものです。

この状態が持続可能なものであり続けるためには、私たち一人ひとりが、これまでと変わらず、いえ、もう少しお米を食べる機会や量を増やすことが、とても効果的であり、「確かなミライ」のために毎日の暮らしのなかですぐにできる行動なのです。

国内のお米消費の減少－世界的には需要増

食生活の変化や高齢化に伴い、米の1人1年あたりの年間消費量は、1962年（昭和37）をピークに減少傾向となっています。ピーク時には一人あたり年間118kgの米を消費していましたが、日本が高度経済成長の時代を迎え、その後、食生活が大きく変化したこと等によって、令和3年度のお米の一人あたりの年間消費量は半分以下の51.5kgになっています。

国内条容量の減少に伴い、2022年の主食用米生産量は675万tと、ピーク時（1967年1,445万トン）の半分以下となっています。

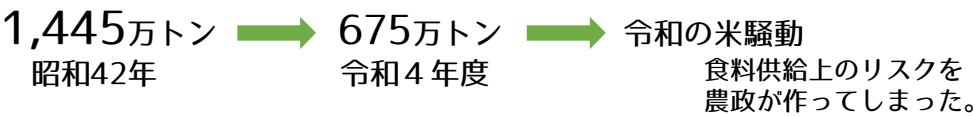
一方、気候変動や新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻などの影響もあって、小麦や大豆などの穀物価格が世界的に高騰していることより、世界的には、お米の需要が増加しています。USDA（アメリカ合衆国農務省）のレポートによると、2021年の世界の米消費量は2019年比で4.5%増加しています。

2022年は、気候変動や新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻に加えて、パキスタンの大洪水による影響で、世界的にはお米の収穫量の減少が見込まれており、さらに食料安全保障への危機感が増しています。

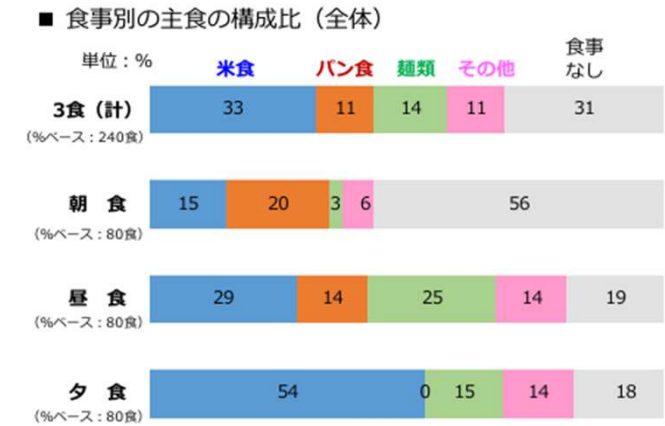
世界では今この時も、食べるものに困っている人（飢餓人口、栄養不足人口）が約12億人もいます。日本は人口約1.2億人なので、10倍もの人々が生存の問題に直面しています。毎日不自由なく食べられることは、決して当たり前のことではないのです。

令和3年度 需要に応じた生産
令和4年度 需要に応じた生産 + 畑地化の促進
令和5年度 需要に応じた生産 + 畑地化の促進
令和6年度 需要に応じた生産 + 水田政策の見直し + 令和の米騒動
令和7年度 需要に応じた生産 + 令和9年度に向けて生産拡大

需要に応じた生産を求めた結果が



【農林水産省 食生活・ライフスタイル調査 ～令和5年度～】



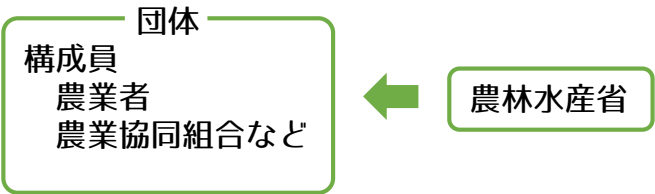
輸入が途絶した場合、米食は33%から69%になる。

675万トン → 1,411万トン必要になる。

現在の日本に、1,411万トンの米を作ることができる余力はないと思われる。

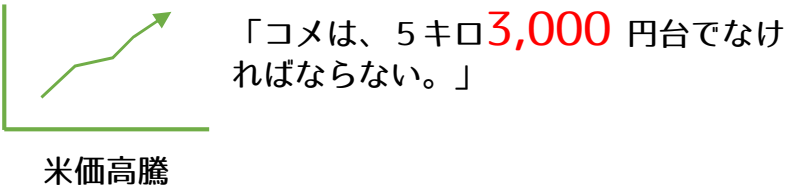
令和の米騒動により、増産の方向性が出されているが、将来を見据えた主食における基本的考え方を再整理することが必要

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が
令和7年6月11日に成立



適正価格の作成・公表

農林水産省が認定した団体が、適正価格の指標を作成し公表する仕組みとなっている。



事実上の米の店頭価格の**上限値**
コメ5キロの店頭価格が**4,000**円台となることを
明確に否定

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の法案が可決する前に、コメの店頭価格の上限額が政府によって設定されてしまった。

- 世界情勢の不安定化
- ロシアのウクライナ侵攻 2022年 2月～ 長期化
 - イスラエル・イラン 2025年6月
 - 中国・台湾の緊張状態 2021年くらい～
 - 地球温暖化の影響

今後も、**農業用資材**等が**高騰**する**要因**が**多数存在**
今後、コメ5キロの**店頭価格**が**4,000**円となることもあるのでは？

年度	米の全算入生産費 (個人経営) 60* _円	米の相対取引価格 (通年平均) 60* _円	収支	5キロ店頭価格 (通年平均)
令和5	15,948円	15,315円	赤字経営	2,233円

農林水産省統計データより

需要に応じた生産（農林水産省）
農政を展開した結果

年度	米の全算入生産費 (個人経営) 60* _円	米の相対取引価格 (通年平均) 60* _円	収支	5キロ店頭価格 (通年平均)
令和6	－円	25,353円	？	3,926円

2024年9月-2025年5月：農林水産省統計データより

再生産可能な価格の設定に当たり、国が責任を持った対応が必要。
再生産可能な価格の設定等が困難な場合に、所得補償制度が必要。

備蓄米の運用方法の確立

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

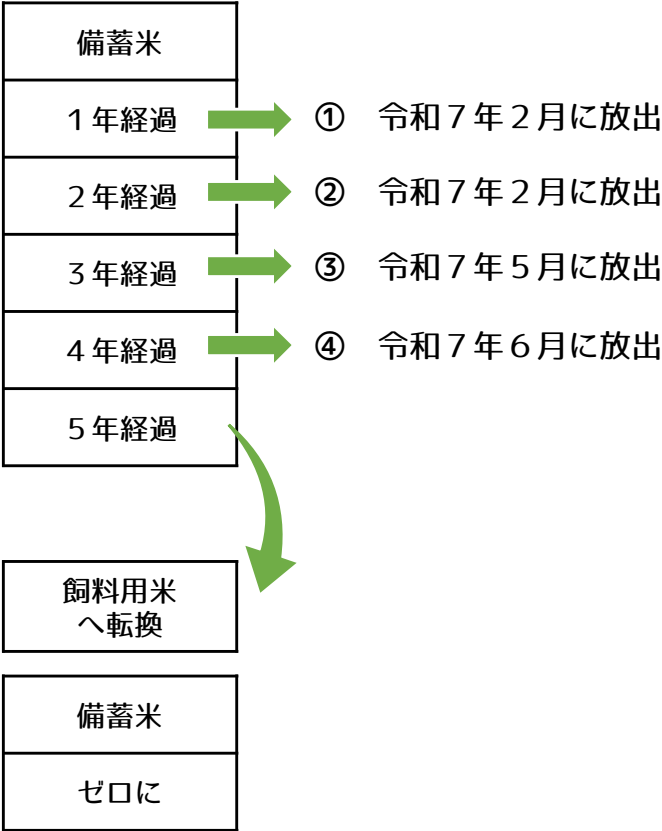
第3条第2項（定義）

この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態を備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

これまでの備蓄米の運用

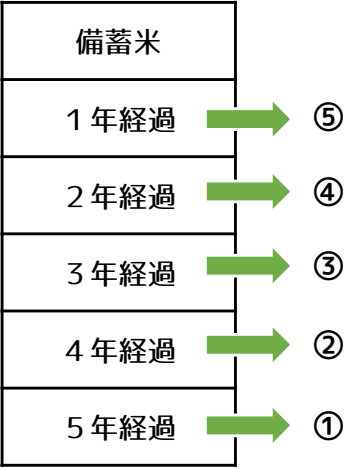


令和の米騒動による
備蓄米の放出



新しい米から放出してしまっている
これでは、複数年、生産量が減少した場合に対応できない。

備蓄米を放出すべき順番



古い米から放出しないと、複数年の生産量減少には、対応できない。

備蓄米の運用方法を確立することが必要
また、備蓄量についても検討することが必要

マクロ経済運営の基本的考え方
日本経済を取り巻く環境と目指す道

我が国の経済の持続的成長と国民の豊かさの向上を目指すことこそが「新しい資本主義」

30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、「賃上げこそが成長戦略の要」

コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

米の店頭価格の高騰に対し、価格を下げるべく備蓄米を放出



米の価格を下げることで、国民生活の豊かさの向上なのか？
高くても、普通に買えるというのが、国民生活の豊かさではないのか？
そのための賃上げではないのか？

農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

- コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化
- 記載されているのは、従来から実施されている対策ばかり



コストカット型経済は終焉を迎えつつある・コストカット型経済から脱却と言っているのに、コストの徹底的な低減を求めるのか？
この30年において、農業者が行ってきたコストカットは限界に来ていると思われるが・・・

従来から実施されている対策の結果、構造転換による成長産業化が必要になっている。

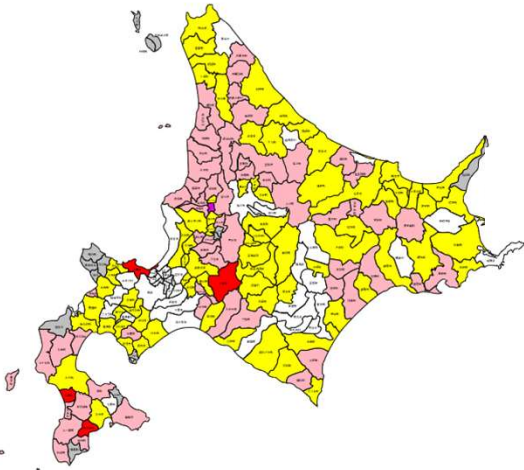
それにも関わらず、実施する対策は従来と変わらないのか？

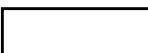
農業者だけ、取り残されていく？

食料安全保障を確実に構築できる対策を早期に構築し直すことが必要。

大規模化に対応するための支援施策の構築

2050年の認定農業者数から推測した農業者の経営面積規模
(令和5年と比較した場合の経営面積の倍率)



	3.0倍以上	4 市町村
	2.0倍以上	6 0 市町村
	1.5倍以上2.0倍未満	7 1 市町村
	1.5倍未満	3 2 市町村
	推測不能	1 2 市町村

農地の総量を維持することを前提とした場合、2050年に
1.5倍以上の経営面積になる市町村は、135

北海道農業を維持していくために、必要なのは、経済財政運営と改革の基本方針2025や新たな食料・農業・農村基本計画で示されている、農地の大区画化だけではなく、農地を引き受けることができる環境を整備することも必要ではないか？

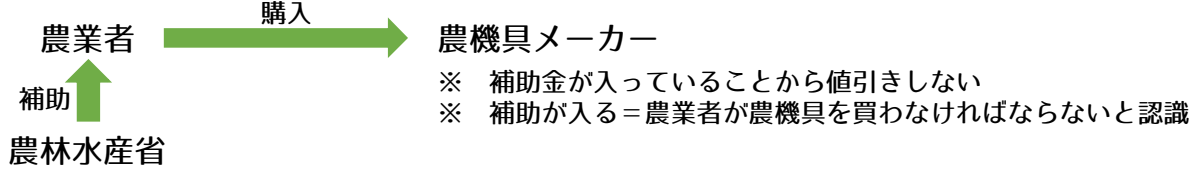
規模拡大における課題

- 大規模経営を行うためには、農業用機械のスペックを上げる必要がある。
※ 農業用機械の高騰が課題。高過ぎて導入できない。
- スマート農業の導入をするにも、導入費用が高すぎる。

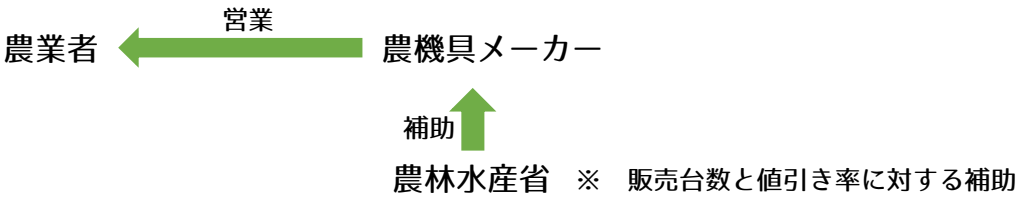
従来の農業用機械の補助の課題

- メーカーが一切値引きをしない。
※ 補助金が入っているとわかると足元を見られる。
※ 場合によっては、補助なしで購入した方が安い。
- 個人農家では、補助事業を活用できない。
※ 機械整理合理化通達により、個別経営体への支援が禁止されている。
- そもそも、農業用機械等の定価がわからない。

従来の補助



農業機械の価格抑制のイメージ



農業農村整備事業の受益者負担について

土地改良法第90条

受ける利益を限度として、負担金の全部又は一部を徴収することができる。

土地改良事業費の農家負担について
～水利施設費配分のための予備的考察～
西頭徳三
(愛媛大学・富山大学名誉教授・常葉大学名誉学長)

「負担金でよばれる水利施設費はあくまでも「利益」を基準として配分すべきであり、しかもその「利益の限度」をこえてはならない。」

農業計算学研究第7号
(1973.3 京都大学農学部農業簿記研究施設)

ほ場整備実施後の問題（複数回答）

	償還が大変	費用が削減されない	収益が上がらない	機械費が増加した
全 体	54.1 %	28.4 %	24.7 %	33.2 %
北海道	70.6 %	29.4 %	38.2 %	29.4 %
東 北	74.6 %	42.3 %	23.9 %	36.6 %
九 州	55.4 %	23.9 %	26.1 %	28.3 %

転換期における土地問題と農地政策（日本経済評論社 1992年7月）

過去におけるほ場整備では、約半分の受益者が償還に苦しんでいる。

また、コスト削減にならない・収益が上がらないとした受益者が約1/3おり、必ずしも基盤整備事業による大区画化がコスト削減とはなっていない。

機械費が増した（コストが上昇した）とする受益者は、約1/3存在している。

国土交通省 建設工事費デフレーター

	土木	農林関係公共事業
1992年度	88.5	87.7
2015年度	100.0	100.0
2022年度（暫定）	118.9	119.9
2023年度（暫定）	122.8	123.9
2024年度（暫定）	128.2	129.5

1.48 倍

償還が大変とされていた1992年時点と比較して、現在は、約1.5倍の工事費となっている。

利益 < 受益者負担

事業費が高騰しているため、受益者負担が「利益の限度」を超えている状況にある。

農業農村整備事業の課題

排水・かんがいの改善によって、水管理が適切にできるようになるなど、作物の品質・収量の安定や、機械作業効率の向上など、農業生産力の維持・向上のために、土地改良事業は必要。

しかしながら、生産コストの高騰などにより受益者による負担能力が低下している状況にある。

農業農村整備事業（基盤整備事業）は必要であるが、受益者負担が増大していることが課題となっている。

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）の見直しの必要性

ガイドラインでは、事業費全体を100%として、国庫補助率、地方公共団体の標準的な負担割合を差し引いたものが受益者負担（農家負担）とされており、「農家の利益」を限度とした負担金の設定となっていない。

現状のまま、食料・農業・農村基本計画、経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）に基づき、土地改良事業を推進した場合、離農を促進することになりかねない。

国庫補助率と地方公共団体負担の割合の見直しによる受益者負担の低減が必要

農地における太陽光発電設備の設置について



経済産業省資源エネルギー庁
2023/05/12

道内での40年度までの
洋上風力の導入目標を
最大**1,465**万kw

北海道における洋上風力発電
の取組状況
北海道経済部2024/10/10

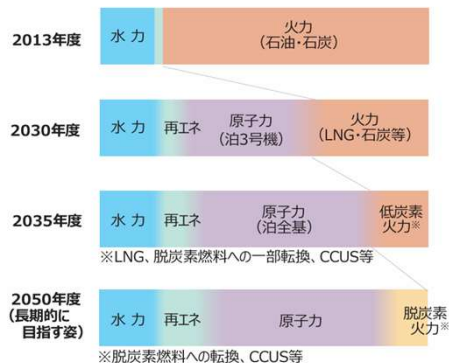
北海道における最大消費電力

2023年01月25日 **569万1千**kw

2011年01月12日 557万2千kw

最大電力の記録更新について（ほくでんネットワーク）

ほくでんグループの発電部門における電源構成（イメージ）
【発電電力量の比率】



ほくでんグループ経営ビジョン2035

泊原発全3基が再稼働すれば、
2050年度には、発電の**6～7**割が**原子力**発電に

2040年度までの洋上風力発電の導入目標**1,465**万kwは、北海道における**最大消費電力の2倍**を優に**超える**

洋上風力発電だけで、道内の消費電力（最大569万1千kw）を賄うことができる。

しかし、北電の経営ビジョンでは、**2050**年度に、発電の**6～7割**を**原子力発電**にするとしている。

洋上風力発電の目標をベースにすると、2050年度の北電の総発電量は、**3,662**万kw～**4,883**万kwということになる。

全国の約**4**割を北電が発電する計算になる。

北海道に営農型太陽光発電は、必要？

ニッポンのすべての屋根に太陽光発電を！

2050年カーボンニュートラル実現に向けて太陽光発電の2030年稼働目標とチャレンジ

一般社団法人太陽光発電協会（2021年3月8日）経済産業省HPより

エネルギー政策の矛盾を解消するとともに、農地における**営農型**太陽光発電設備の設置に係る一時転用の仕組みを**廃止**すること。



過疎地域と都市近郊では、農機具・
農業用施設の価格が異なる。

物資等の輸送コスト
工事期間中の作業員の宿泊コストが余分にかかるため割高になる



こういう条件不利があるから、過疎債などの過疎対策が構築されている。

ということ考えると **ボツ**